

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第481号 この資料は全部お読みいただいて140秒です。

今回のテーマ： 子会社からの会計リスク～続発する不適切会計

続発する子会社の不適切な会計処理

従来の粉飾決算は、親会社の子会社を利用して利益操作を行う形態が多かったのですが、最近の子会社が独自に売上高を水増し計上したり、架空循環取引に関わったりする事例が増えています。

帝国データバンクの調査結果によれば、連結子会社による不適切な会計処理が発覚した上場会社数は、2006年度2社、2007年度3社、2008年度7社、2009年度8社と年々増加する傾向にあります。2010年度も複数の著名企業の連結子会社で発覚しています。

どのようにして発覚したか

こうした子会社の不正は、2008年4月から適用された金融商品取引法の内部統制報告制度による親会社の調査、取引先からの問い合わせ、内部通報などがきっかけで発覚しています。問題なのは、それまで親会社側で不適切な会計処理を発見できず、何年間も明るみに出てこなかったケースが殆どであったことです。

「子の不始末は親の責任」です。子会社の不正が発覚することによって、親会社でもこれに対応するための多大な手数やコストが発生します。株主総会で子会社の管理責任が厳しく追及された親会社もありました。

なぜ長年発覚しなかったか

子会社の不適切な会計処理が長年発覚しなかった主な原因としては、①決算書上、業績が毎年好調に推移しており、親会社の注意が緩んでいたこと ②子会社が地方や海外など親会社と離れた地域にあること ③子会社において特定の役員や従業員が長年同じポストに居て、これらの人に財務に関する権限が集中していたことなどが考えられます。こうした状況の存在により、親会社によるガバナンスが十分に行き届かなくなっていた点が指摘されます。

発見・防止のために親会社として何ができるか

大切なのは子会社の役員がコンプライアンス意識をいかに保持し続けるかということですが、子会社だけで解決できないことも多々あります。

そのため、親会社としては、随時子会社に赴き日常業務の監査を実施したり、子会社へ役員・従業員を派遣し、定期的に異動させたり、内部通報制度や子会社管理規程などのルールの整備を行う等により、不正の芽を早めに摘み取ることが必要です。また、会社法で子会社調査権が規定されている監査役の役割も極めて重要となります。

お見逃しなく！

内部統制報告制度や会計監査人監査が適用されていない子会社では、人員上の制約で内部統制が十分に整備されていないことが多いため、不正リスクが高くなります。

日頃からコンプライアンスや内部統制について親子会社間のコミュニケーションを良好に保つておくこと、危機管理意識を持って親会社の主導でモニタリングを実施し、子会社の不適切な会計処理の発見・防止に努めていくことが何よりも大切です。

法制審議会会社法制部会で現在、親子会社に関する規律をメインテーマの一つとして会社法制の見直しを検討しています。子会社の不祥事に係る親会社の取締役の損害賠償責任など、今後会社法の改正により親会社の責任がさらに重くなることも考えられます。

親会社であれ、子会社であれ、企業責任に変わりはないという認識と、リスクを予防するため、コンプライアンスと内部統制整備の計画的推進が重要です。